

一般事業主行動計画

～次世代育成支援対策推進法・女性活躍推進法～

鹿児島県土地改良事業団体連合会

職員が仕事と子育てを両立し、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

2. 内容

目標1：有給休暇(特別休暇を含む)を各自、次の水準以上とする。

・有給休暇(特別休暇を含む)取得日数：年間12日間以上

【対策】

- ・R5年5月～ 前年度の休暇取得状況の集計・分析・検証
- ・R5年10月～ 上半期取得状況の集計・分析・検証
- ・R5年5月～ 社内ネットワーク・掲示板・管理者会議等を利用し、全職員の休暇取得を促進。
誕生日や記念日、帰省等による休暇取得の推奨

目標2：育児休業の取得を、次の水準以上とする。

・女性の育児休業取得：計画期間中、全員取得
・男性の育児休業取得：計画期間中、産後パパ育休の取得者1人以上

【対策】

- ・R5年4月～ 対象職員に対し、育児休業の制度の説明・申請続きの支援を行う。
- ・R5年4月～ かごしま子育て応援企業の登録・更新。